

星の会（不登校・ひきこもりを考える親の会）規約

第1条 この会は、「不登校・ひきこもりを考える親の会」（通称：星の会）といたします。

（1994年10月22日設立）

第2条 この会は、すべての子どもたちが、自分らしく社会的自立の道を歩むことを願って、

- ① 不登校・ひきこもりについて、保護者や教師・支援者らが互いに学び合う機会をつくると共に
- ② 子どもたちが安心して育つ教育環境・社会づくりに寄与することを目的とします。

第3条 この会は、次の活動を行います。

- ① 例会を月に1回以上開きます。
（大分市で月に2回、津久見市で月に1回、別府市で月に1回、豊後大野市で月に1回、由布市で月に1回、「ひきこもり」を考える会を年に4回）
- ② 不登校やひきこもりについての研修会や講演会を開きます。
- ③ 会報を定期的に発行します。
- ④ その他、会の目的達成のために必要な活動を行います。

第4条 この会は、以上の目的や活動に賛同する個人をもって構成します。

第5条 この会は、世話人会の合議によって、運営します。

第6条 この会は次の役員をおきます。

- 代表（1名）
- 副代表（1～2名）
- 会計（1名）
- 世話人（若干名）
- 事務局（若干名）

第7条 この会の所在地は下記の所におきます。

〒870-1115 大分市ひばりヶ丘5-5-11 加嶋文哉宅（097-511-5831）

第8条 この会の入会金は3,000円、年会費は3,000円です。会の財政は、会費及び寄付金等をもってまかないます。

〈附則〉

1. この規約は、1994年10月22日から施行します。
2. この規約は、2001年6月8日から施行します。
3. この規約は、2004年9月10日から施行します。
4. この規約は、2011年9月16日から施行します。
5. この規約は、2014年10月19日から施行します。
6. この規約は、2015年9月6日から施行します。
7. この規約は、2017年11月6日から施行します。
8. この規約は、2019年2月24日から施行します。